

令和 6 年度
重要事項説明書

ステラさいたま大門保育園

重要事項説明書

本説明書は、ステラさいたま大門保育園(以下「当保育園」という。)における特定保育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を示すものです。

令和7年4月1日現在

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 星風会
代表者氏名	理事長 早川 武憲
事業者の所在地	〒328-0004 栃木県栃木市田村町928番地
電話番号	0282-27-3969
定款の目的に定めた事業	児童福祉法の諸規則に従い、乳幼児に必要な保育サービスを提供します。

2 保育の基本理念及び運営方針

保育の基本理念	当保育園は、児童福祉法・児童の権利に関する条約・保育所保育指針・児童憲章などを踏まえて、入園する全ての子どもの権利を積極的に推進するため、以下の保育理念を大切にしています。 ・子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益を守ります。 ・子どもたちが心地よく過ごし、心身ともに健やかに成長していくためにふさわしい生活を豊かに作りあげていきます。 ・家庭との連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
運営方針	① 子どもの育ちと教育の個性的な保育園をめざします。 子どもの好奇心・考える力など、子どもの自主性を大切にする保育をします。 ② 感性をはぐくむ保育園をめざします。 人や自然との様々な経験を通して、思いやりの心や豊かな感性を育てるとともに「生きる力」の基礎を培う保育を行い、心身ともに健康な子どもを育てます。 ③ 地域と共に育ちあう保育園をめざします。 相談や交流を通して、地域に必要な保育園にします。

3 当園の概要

名 称	ステラさいたま大門保育園						
所 在 地	さいたま市緑区大門 1 2 2 3 - 1						
電 話 番 号	0 4 8 - 7 6 2 - 8 2 8 2						
F A X 番 号	0 4 8 - 7 6 2 - 8 3 2 3						
認 可 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 2 9 日						
管理者(園長)氏名	大塩 孝子						
利用定員	9 0 名						
内 訳	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	
	6 名	1 5 名	1 5 名	1 8 名	1 8 名	1 8 名	
特 別 保 育 事 業	産休明け保育・延長保育・発達支援児保育・一時保育						
自己評価の概要	当保育園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施						
第三者評価の概要	第三者評価機関による評価を3年ごとに受審し、結果を公表します。						
職員の研修実施状況	1 当保育園が実施する施設内研修を実施し、全員参加で行います。 2 埼玉県・さいたま市が実施する研修に参加します。						
嘱 託 医	医療法人社団 星風会 井上病院・井上クリニック 東京都足立区竹ノ塚 5 丁目 1 2 番 1 1 号 奥野小児科医師						

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
管 理 者 (園 長)	1 名	保育園運営管理全般、職員の指揮監督
主 任 保 育 士	1 名	地域の保護者等への子育て支援、管理者(園長)の補佐、保育士等の統括
保 育 士	1 3 名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
看 護 師	1 名	園児の健康管理及び園の衛生管理全般
栄 養 士	委託	給食事務全般 (富士産業 (株))
調 理 員	委託	調理業務全般 (富士産業 (株))

5 開園日、開園時間

開園日	月曜日から土曜日まで		
開園時間	(月曜日から金曜日)		
	(土曜日)		
保育標準時間	7時00分から18時00分まで		
延長保育時間	18時00分から20時00分まで		
保育短時間	8時30分から16時30分まで		
延長保育時間	朝	7時00分から 8時30分まで	
	夕	16時30分から20時00分まで	

6 休園日

当保育園の休園日は、次に掲げるものとします。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 12月29日～1月3日まで

7 施設の概要

敷地面積	924.18㎡
建物構造	鉄骨造3階建て
建築年次	2019年
建物面積	683.81㎡
設備概要	調理室、事務室（医務室兼用）、誰でもトイレ等
加入保険	全国私立保育園連盟の賠償保険に加入
設備状況	ICT コドモンにて登降園管理 冷暖房完備（0歳から2歳児室は床暖房有） 110番通報システム・防犯カメラ設置・ソーラーシステム等

8 提供する保育・教育の内容

○子どもが今を最も良く生き、望ましい未来を創り出す基礎を育てるために

- (1) 十分に保育の行き届いた環境のもとくつろいだ雰囲気の中子どもたちの様々な欲求を満たし生命の保持および情緒の安定を図るものとします。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を育てるものとします。
- (3) 人とのかかわりのなかで人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに

に、主体性・自己肯定感・共感力を育てます。

- (4) 生活のなかで、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、話の内容を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うものとします。
- (5) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを育むものとします。

○入所する子どもの保護者支援のために

- (1) 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育の特性や保育士などの専門性を生かして、その援助にあたるものとします。

9 食事

当保育園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- (1) 当保育園の施設内において調理するものとします。
- (2) 当法人の保育園では、栄養士が作成した献立を実施するものとします。
- (3) 献立は、旬の野菜や果物・魚を取り入れた季節感のある献立で、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとします。
- (4) 給食は毎日の保育活動の中でも大きな位置を占めています。「食事」は生活リズムを整えるための大きな役割を担い、子どもの感性を育て、生涯の食行動や食習慣に大きな影響を与えます。さらに食べることの大切さ、給食を通して皆で食べることの楽しさを感じていくことで、子どもたちが「食」に興味を持ち、感謝する心を育むことも給食の大きな役割です。
- (5) 保育園では年齢にあった食事習慣を身につけるために給食の内容や食事のとり方など十分留意し、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとします。

<アレルギー対応について>

乳児における食物アレルギーの有症率は10%セントにもおよび、決して珍しい病気ではなくなっていますが、重症度は様々です。近年、食物アレルギーに対する医学は飛躍的に進歩しています。必要以上に除去が行われていた時代もありましたが、近年では経口免疫療法も試みられ、「正しい診断に基づいた必要最低限の除去」すなわち「食べられる範囲で食べる」ことの重要性が強調されています。乳幼児期の食物アレルギーの多くが早期に自然寛解します。安全性と豊かな食生活を両立させるために、当法人では、保護者と面談、医師の診断に基づき、食事箋・マニュアルを作成し、正確な情報共有を行います。

※経口摂取療法中は「完全除去」で対応させていただきます。

10 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

当保育園は、園児に対し、1年に2回、小児科医師による定期健康診断を実施します。
身体測定を月1回実施します。
歯科医師による検診を年1回実施します。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ① 毎月身体測定を行い、保護者の方にもお知らせするものとします。
- ② 登園したら検温するものとします。
- ④ 人から人にうつる感染症は登園許可証が必要です。
保育園では「学校保健安全法」に基づき出席停止の基準を定めています。医師が記入する感染症と、医師の判断を受けて保護者が記入する感染症があり記入が無いと登園はできません。
(登園許可証は保育園にあります)
- ⑤ インフルエンザ・感染性胃腸炎に罹患した場合は、市の方に報告するものとします。
- ⑥ 当保育園では原則として、預薬はしないものとします。
お薬が必要な場合は、保護者の方が行うか、医師に相談して時間調整をするなどの対応をお願いするものとします。
- ⑦ 発熱によりお迎えをお願いする場合があるものとします。
朝から37.5度以上の場合は、登園を控えて頂きますが、お子様の平熱・気候にもよりますので状況判断させていただくものとします。
- ⑧ ひどい下痢の場合は、お迎えをお願いするものとします。
- ⑨ 保育園では、玩具・保育室等の消毒をしています。当降園の際は感染症を防ぐために玄関に設置してある消毒液で消毒を済ませ入室していただきます。また保育室入室時には保護者の方とお子様と一緒に手洗い・うがいを行い支度をするものとします。

11 緊急時等の対応

保育時間中に、園児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ園児の保護者が指定した緊急連絡先に連絡するものとします。また、嘱託医又は主治医に相談するなどの措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願うものとします。医師によっては保護者の許可が得られないと対応できないところもありますので、保育園からの連絡には必ず対応して頂けるようお願いします。

1 2 衛生管理

当保育園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当保育園は、園児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。
- 2 当保育園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。
- 3 当保育園は、必要な医薬品その他の医薬品を備えとともに、それらの管理を適正に行うものとします。

1 3 利用者負担額

保 育 料	保護者が居住する区市町村が定める利用料 銀行引き落としとなり、さいたま市に納付となります。 保育園では徴収しません。	
延長保育料	保育標準時間：18時00分から19時00分・・・3000円（1か月） 19時00分から20時00分・・・5000円（1か月） 18時00分から19時00分・・・400円（1日） 19時00分から20時00分・・・500円（1日）	
	保育短時間：7時00分から8時30分・・・200円（1日） 16時30分から18時00分・・・400円（1日） 18時00分から19時00分・・・400円（1日） 19時00分から20時00分・・・500円（1日）	
幼児給食費	2号認定 月額 7500円 内訳 主食費・・・2000円 副食費・・・5500円	
教 材 費	日々の保育で使用する教材について、購入希望により支払うものとします。	（年額） 970円 ～8000円
	連絡帳など保育に必要な消耗品	200円～500円
行 事 費	費用の一部負担のため、必要に応じて実費徴収 ①5歳児⇒バス遠足、お別れ遠足 ②4歳児⇒バス遠足	1回 1000円
卒園アルバム代	個人購入となるため希望により購入	該当年度額に準ずる

1 4 非常災害時の対策

- 1 保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「避難訓練計画」に従って行動し、園児の安全の確保を図るものとします。
- 2 不審者対応訓練・消火訓練・通報訓練・応急手当など関係機関と連携または、講習を受けるなどを行い、園児の安全確保に努めていきます。
- 3 防災設備として、消火器・誘導灯・自動火災報知機・110番通報システム・防犯カメラなどがあります。

1 5 個人情報保護

- 1 当保育園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- 2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して園児に関する情報を提供する際は、園児の保護者の同意を得るものとします。

1 6 保育内容に関する相談・苦情窓口

当 保 育 園	窓口設置場所	ステラさいたま大門保育園 事務室内 さいたま市緑区大門1223-1
	窓口開放時間	8時30分から17時00分まで
	相談・苦情受付担当者 相談・苦情解決責任者	主任 : 松島 直己 園長 : 大塩 孝子
	受け付け方法	電 話 048-762-8282 FAX 048-762-8323
第 三 者 委 員	役 職	星風会監事
	氏 名	日向野 兵造
	電話番号	0282-22-3106
第 三 者 委 員	役 職	星風会評議員
	氏 名	青山 一郎
	電話番号	0282-27-3960

17 虐待防止のための措置に対する事項

ステラさいたま大門保育園は、子どもの人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

ステラさいたま大門保育園は、保育の提供中に、当保育園の職員又は、養育者（子どもを現に養育するもの）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、児童虐待防止などに関する法律に従い、児童相談所等適切な専門機関に通告するものとします。

また、児童虐待予防法第5条により、保育園職員は、児童虐待の早期発見に努めなければならないという、努力義務が課せられております。

この規定は	平成31年	4月	1日	制定
	令和元年	10月	1日	改定
	令和3年	1月	1日	改定
	令和3年	7月16日		改定
	令和4年	4月	1日	改定
	令和5年	4月	1日	改定
	令和5年	12月12日		改定
	令和6年	4月	1日	改定
	令和7年	4月	1日	改定

災害時等における保育園の臨時休園等について

市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、新型コロナウイルス等の感染症まん延時や台風・豪雨等の自然災害発生時（以下、「災害時等」という。）など平常時の保育を維持できない状態となった場合に、子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園等に対応する内容については、以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

【感染症等の対策について】

- 1 緊急事態宣言、緊急事態措置に基づいて、市内の感染状況等を勘案しながら、市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 2 感染症に罹患した園児、職員、保護者が生じた場合は、個別に市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 3 登園自粛要請の場合は、家庭での保育が可能であれば登園を控えてください。ただし、勤務等の都合により保育を必要とする方の登園を妨げるものではありません。
- 4 市内での感染が拡大し、又は園児、職員、保護者の罹患により臨時休園となった場合は、応急保育（職種等を限定した縮小保育）とします。

【自然災害（風水害）の対策について】

- 1 発災時は、子ども、保護者、保育従事者等の人命第一に対応します。
- 2 風水害の発生により、さいたま市が「警戒レベル3（高齢者等の避難準備）以上」の発令を行った場合は、臨時休園等を行います。
- 3 午前6時時点、又は午前6時から開園時刻までに、「警戒レベル3以上」が発令された場合は、臨時休園とします。
午前10時時点で発令状況、安全を確認し、午後からの開園について判断します。
- 4 開園中に「警戒レベル3以上」が発令された場合は、あらかじめ保護者へ周知している避難所に速やかに園児を避難させます。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所へ園児を避難させます。
- 5 避難した場合には、保護者へ「状況の連絡」を行います。連絡を受けた保護者は、「安全を確保しつつ、できる限り速やかなお迎え」をしてください。
- 6 鉄道等の計画運休が発表された際には職員体制を確認し、十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者を中心に、自宅での保育が可能であれば登園自粛のお願いを行うことがあります。
- 7 上記2の発令によらず、保育園において安全の確保が困難と判断した場合には、同様に臨時休園や園児の避難を行い、保護者への連絡を行うことがあります。

【避難所】

第1 避難所 園庭

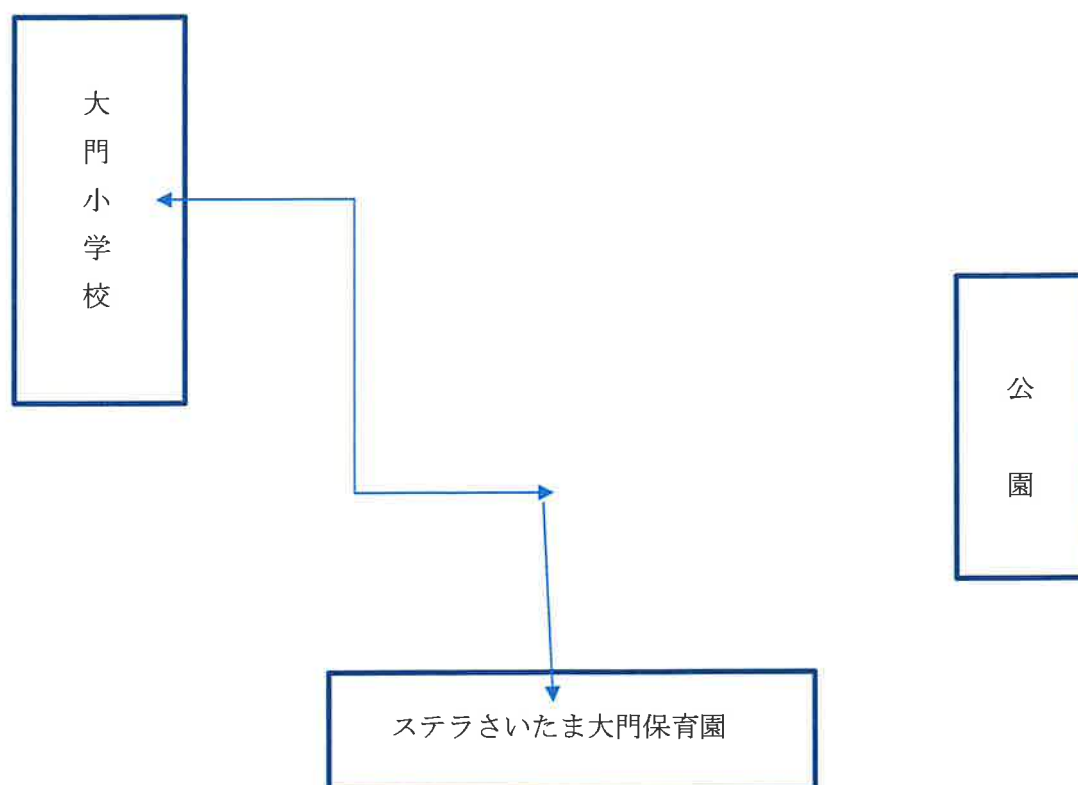
第2 避難所 大門小学校

【風水害の場合の対応、避難所について】

- ・ 保育園の場合、園庭からの浸水被害のおそれがあります。
幼児クラスと連携し乳児クラスは2Fでの避難待機保育となります。
食材の納品も困難になると予想されるため、前日に弁当給食が決定します。
- ・ 保育園は、園舎1Fからの浸水被害のおそれがあると思われます。また園舎前の道路が洪水被害のおそれがあるため、駐車場の利用が困難になる可能性があります。
(通行が困難になる可能性があります)。

【地震】

- ・ 地震の避難所は園庭、大門小学校ですが、風水害の場合は保育園とします。
- ・ 地図、経路など



同 意 書

ステラさいたま大門保育園の利用の開始にあたり「ステラさいたま大門保育園重要事項説明書」の交付及び説明を受けました。

小学校、その他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対し子どもの情報を提供することを含め記載内容に同意したので署名いたします。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児 童 氏 名：

児童から見た続柄：